

緊急通報体制整備事業の御案内

塩尻市健康福祉部地域共生推進課高齢支援係

1 対象者及び事業内容

急病などの緊急時に迅速に通報ができるよう、市が委託した事業者が、緊急通報装置の貸与、通報の受け付け等を行います。

対象者	市民税非課税世帯で次のいずれかに該当する者 ①65歳以上の独り暮らし高齢者 ②要介護高齢者がいる65歳以上の世帯の世帯員
機器	市が委託する事業者からレンタル
助成額	月額レンタル料金：料金の半額（上限2,000円） 設置及び撤去費用：料金の半額（上限6,000円）

2 事業者及び料金

■ 事業者 ALSOK株式会社

	種類	地区	料金	本人負担額
月額料金 (保守点検費含む) ※料金の半額を助成 (上限2,000円。 端数切り捨て)	固定電話	檜川地区以外	2,750円 (税込)	1,375円
		檜川地区	3,143円 (税込)	1,572円
	固定電話 以外	檜川地区以外	3,850円 (税込)	1,925円
		檜川地区	4,243円 (税込)	2,243円
設置・撤去費用 ※料金の半額を助成 (上限6,000円。 端数切り捨て)	設置	檜川地区以外	11,000円 (税込)	5,500円
		檜川地区	10,476円 (税込)	5,238円
	撤去	檜川地区以外	5,500円 (税込)	2,750円
		檜川地区	5,238円 (税込)	2,619円

3 支払方法

下記の負担額を口座振替により納入してください。

■ 口座振替対応金融機関 八十二長野銀行、ゆうちょ銀行

年間
負担額

年間利用料

=

月額料金本人負担額
(上記参照)

×

利用月数

設置・撤去
費用

=

設置・撤去費用本人負担額 (上記参照)
※設置・撤去した場合のみ

4 事業内容及び利用のための条件

檜川地区以外	
概要	<p>通報時に安否の確認及び緊急に必要な連絡を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none">● 通報機器をレンタル 通報機器とペンダントをセットにして、利用者の家に設置● 24時間365日受信体制有り (看護師、相談員、回線を含め) <p>※緊急通報時等の詳細については、別紙を御覧ください。</p>
駆けつけ対応	有り (事業者)
健康・介護に関する相談	有り 「相談ボタン」を押すと、健康や介護に関する相談をすることができます。
お伺い電話 (月1回)	なし 事業者側からの定期的な電話連絡はありません。
条件	<ul style="list-style-type: none">● 登録必要者<ul style="list-style-type: none">・ 協力員 基本は必要 (1名以上) 緊急時に安否確認などを行う近隣の住民や知人・ 緊急連絡先 必要 (1名以上) 緊急時における親族などの連絡先● 賃借住宅の場合 機器の設置に関する家主の設置の承諾を得る● 公営住宅の場合 設置許可を受ける● 鍵預かり 事業者に入室用の鍵を預ける 事業者が利用者宅に入る際に使用する可能性がある また、救急車で搬送された際は、事業者が自宅の戸締りを行う ※機器の設置時に事業者が鍵をお預かりしますので、鍵の複製等、御用意をお願いいたします。 ※緊急時における協力員や緊急連絡先等との調整は各自の責任において行うこと

4 事業内容及び利用のための条件

檜川地区	
概要	<p>通報時に安否の確認及び緊急に必要な連絡を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none">● 通報機器をレンタル 通報機器とペンダントをセットにして、利用者の家に設置● 24時間365日受信体制有り (看護師、相談員、回線を含め) <p>※緊急通報時等の詳細については、別紙を御覧ください。</p>
駆けつけ対応	<p>有り (協力員に駆けつけを要請) 事業者による駆けつけ対応はありません。</p>
健康・介護に関する相談	<p>有り 「相談ボタン」を押すと、健康や介護に関する相談をすることができます。</p>
お伺い電話 (月 1 回)	<p>有り 事業者側から月 1 回電話をかけ、利用者の安否や健康状態を確認します。</p>
条件	<ul style="list-style-type: none">● 登録必要者<ul style="list-style-type: none">・ 協力員 必要 (1名以上) 事業者による駆けつけ対応が不可のため必須 緊急時に安否確認などを行う近隣の住民や知人・ 緊急連絡先 必要 (1名以上) 緊急時における親族などの連絡先● 賃借住宅の場合 機器の設置に関する家主の設置の承諾を得る● 公営住宅の場合 設置許可を受ける● 鍵預かり 事業者における入室用の鍵預かりはなし (駆けつけが協力員のため) ※緊急時における協力員や緊急連絡先等との調整は各自の責任において行うこと

5 利用の注意事項

本サービスのご利用に当たっては、重要な注意事項がございます。申請の前に、**「塩尻市緊急通報装置利用同意書」及び本注意事項の内容を必ずご確認ください。**

内容にご承諾いただける場合に限り、同意書への署名・押印（又は署名のみ）を行い、申請手続きをしてください。

装置の利用及び設置について

- 装置は利用者の責任において適切に管理してください。なお、利用が終了した際は、装置を事業者へ返還してください。
- 装置は自宅外では使用できません。
- 装置は自宅内の利用であっても距離や通信条件により作動しない場合があります。必要に応じ、設置時に到達範囲をご確認ください。
- 電池切れ等により装置が作動しない場合があります。このため、装置の適正な作動を確保するために、事業者が行う装置の保守及び点検並びに故障時の修理等の実施を受けてください。
- 装置（全部又は一部）を破損又は紛失した場合は、速やかに報告してください。装置を紛失しないよう、取扱いには十分ご注意ください。なお、装置を破損等してしまった場合は、故意又は過失の有無にかかわらず、実費のご負担をお願いします。
- 賃貸住宅（アパート・マンション等）にお住まいの場合は、機器の設置について家主（貸主）または管理会社の承諾を得てください。また、公営住宅（市営住宅・県営住宅等）にお住まいの場合は、住宅管理者の設置許可を受けてください。

費用について

- 月額料金の算定は1カ月ごとに行い、日数その他によるあん分は行いません。月の途中で装置の設置又は撤去があった場合であっても、当該月は1カ月として計算します。
- 利用を開始する場合は、設置日から月額料金が発生します。設置日時の調整には時間が掛かります。
- 利用を辞退する場合は、撤去日まで月額料金が発生します。撤去日時の調整には時間が掛かります。
- 負担額の端数処理は月額料金ごとに切上げで行います（要綱の算定方法に従う）。
- 電話回線代（基本料・通話料等）は利用者様のご負担です。
- 電話回線の切替・新設、合鍵の作製など、設置・利用に付随して必要となる費用は利用者様のご負担です。
- 利用者様のご希望による機器の追加・変更、または電話回線の変更に伴う費用は実費をご負担いただきます。
- 設置により住宅の壁に生じたネジ穴等、撤去時の原状回復に必要な費用は利用者様のご負担です。
- 利用料金をお支払いいただけない場合、利用解除となることがあります。

5 利用の注意事項

通報時の対応について

- 緊急通報ボタンを押しても、この通報が直接警察や消防などの緊急機関に届く仕組みにはなっていません。通報は、まず事業者の受信センターに送られ、オペレーターが状況を確認した上で、状況に応じて消防機関などへの通報や関係機関への連絡などの必要な対応を行います。また、その際の対応内容・対応方法は、状況に応じて異なります。
- 電話での安否確認に応答がない、または所在の確認ができない場合、関係機関等が必要な範囲で住宅内に立ち入ることがあります。
- 立入りの際、やむを得ず住宅の一部に破損が生じることがありますが、市及び事業者は賠償責任を負いません。
- 緊急ボタンを押した場合、協力員や緊急連絡先へ連絡する場合があります。事前に、協力員等へ本装置の利用目的や連絡がある旨をご説明ください。また、緊急時における協力員等との調整は各自の責任において行ってください。
- 事業者は看護や身体介護は行うことができません。
- 天災や停電などの影響によって、緊急通報システムが正常に作動しない場合があります。
- 通報ボタンを使わず電話で事業者の出動を要請した場合、別途料金が発生することがあります。

救急対応に関する限定（重要）

- 本装置および本サービスは、緊急事態の発生を通報し、関係機関等への連絡・出動要請等を支援するためのものであり、救急医療行為、診療、処置、救急搬送その他の救急業務の提供を行うものではありません。
- 救急車の出動や医療行為の提供など具体的な救急活動は、所管機関の判断及び体制により実施されます。その可否、到着時間、処置内容等について、市及び事業者は保証いたしません。

利用及び中止等について

- ご利用にあたっては、利用に係る同意書を提出いただきます。
- 利用決定後でも、設置環境が整わない、サービス範囲を超える要請がある、機器を正しくご利用いただけない、またはサービスの趣旨に反する使用がある場合は、利用を解除させていただくことがあります。
- 病院または施設等に入院・入所等により、緊急通報装置を利用しなくなった場合は、利用辞退の手続きをお願いします。一時停止の手続きはありません。
- 利用辞退の際は撤去費用（市の助成あり）が掛かります。再設置の場合は設置費用（市の助成あり）が掛かります。

6 申請手続きの流れ

① 申請書等を提出

市保健福祉センター1階地域共生推進課または市ホームページにある下記の書類を記入の上、地域共生推進課に提出してください。

確認欄	提出先	提出物
	地域共生推進課	塩尻市緊急通報体制整備事業利用申請書
	地域共生推進課	塩尻市緊急通報装置利用同意書

② 口座振替依頼書を指定の金融機関に提出

市保健福祉センター1階地域共生推進課にある「口座振替依頼書」を記入の上、指定の金融機関に提出してください。

※口座振替が可能な金融機関は、八十二長野銀行、ゆうちょ銀行です。お手続きが難しい場合はご相談ください。

※口座振替の処理には1カ月程度掛かります。

確認欄	提出先	提出物
	指定金融機関	口座振替依頼書

申請から約1カ月後

※設置を希望する日の1カ月程度前までに御提出ください。

② 交付決定、通知の送付

申請に基づき、市で交付決定後、通知を送付します。

③ 機器設置、利用開始

事業者と電話にて日程を調整後、機器を設置し、利用開始となります。

※設置日時の調整には時間が掛かります。

※設置日から月額料金が発生します。

※機器設置時に、サポート内容の説明及び鍵のお預かりがあります。

6 申請手続きの流れ

④ 負担額の支払い

- 月額料金は、口座振替により翌月末日(12月にあつては25日)に引き落とします。
※口座振替の手続きが完了するまでは、納付書にてお支払いをお願いいたします。
※ただし、当該日が土曜日・日曜日又は祝日に当たる場合は、翌営業日を振替日とします。
- 装置の設置費用及び撤去費用は、設置又は撤去を行った月の月額料金と併せて引き落とします。

↓内容変更や辞退する場合↓

④ 変更申請又は辞退届【市に提出】

- 登録情報に変更がある場合 市に変更申請を御提出ください。
- 利用を停止する場合 市に辞退届を御提出ください。

申請から約1カ月後

※辞退する場合は、撤去を希望する日の1カ月程度前までに御提出ください。

⑤ 内容の変更又は機器撤去

辞退する場合は、事業者と電話にて日程を調整後、機器の撤去を行います。

※撤去日時調整には時間が掛かります。

※撤去日まで月額料金が発生します。

翌年度

⑦ 申請書等を提出／4月上旬

納付書と併せて送付する下記申請書一式を提出してください。

※申請は毎年必要です。

確認欄	提出物
	塩尻市緊急通報体制整備事業利用申請書
	塩尻市緊急通報装置利用同意書

緊急通報体制整備
事業

問い合わせ先

塩尻市役所地域共生推進課高齢支援係

TEL：0263-52-0280（内線2127）

FAX：0263-52-7732